

HIROゴルフスクール規約

- 第一条 (名称及び所在地)
本スクールはHIROゴルフ(以下本スクール)と称し、事業所を〒950-0943新潟市中央区女池神明3-8-2におきます。
- 第二条 (運営及び管理)
本スクールの運営及び管理は株式会社HIROコーポレーションが行います。
- 第三条 (目的)
本スクールは本スクールの施設を利用する会員が、ゴルフを通じて心身の健康の維持・増進を図ると共に会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- 第四条 (会員)
本スクールで会員とは次の会員を称します。
1. ゴルフスクール会員
2. レンタル打席会員
- 第五条 (各会員の入会手続き)
本スクールに入会を希望する者は規約並びに諸規定を了承の上、所定の入会手続きを行い、本スクールの定める入会金及び諸経費を払込むこととします。
- 第六条 (入会資格)
本スクールに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同し本規約及びその他規約を了承し、健康状態に異常のない者として。但し、本スクールが不適当とする場合は、入会できません。
- 第七条 (入会金)
会員は本スクールの定める入会金を所定の方法で本スクールへ支払わなければなりません。
尚、入会金の有効期限は退会時までとします。
- 第八条 (除名等)
1. 本スクールの規約に違反したとき
2. 一ヶ月以上会費等を滞納したとき
3. 本スクールの施設を故意に損したとき
4. 本スクールの名誉、信用を損し、又は秩序を乱したとき
5. その他会員としての品位を損なうと認めらる行為を行ったとき
6. ゴルフスクール会員が一年以上無断欠席したとき
- 第九条 (会員資格の喪失)
会員は退会・除名・死亡及び失踪宣言を受けたとき、その資格を失います。
- 第十条 (会員資格の譲渡禁止)
会員はその会員たる資格を他の者に譲渡することはできません。
- 第十一条 (会員証)
本スクールは会員に対して会員証を交付いたします。会員が本スクールを利用する時には必ず会員証を提示しなければなりません。
- 第十二条 (会費等の支払い)
会員は本スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。
会費等の金額・支払期限及び支払方法等は、本スクールが定めるものとします。
但し、一旦ご納入頂いた会費等は、理由の如何に関わらず返金致しません。
- 第十三条 (退会届)
本スクールの権利を放棄される場合、所定の期日までに店頭で直接本人が退会届に記入し、会員証を返却しなければなりません。
店頭で直接本人による退会届手続きが出来ない場合(退会届郵送手続き等)は別途手数料を支払わなければなりません。
- 第十四条 (変更届)
会員の登録変更等、諸変更が生じた場合には所定の期日までに変更届等の必要書類を提出しなければなりません。
尚、月会費等の差額が生じた場合は別途料金を支払わなければなりません。
- 第十五条 (施設の廃止・利用制限)
1. 本スクールは次の理由により本スクールの施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することができます。
尚、この場合、会員に対する保証は致しません。
(1) 気象・災害・事故等によるとき
(2) 施設の改造・または補修のとき
(3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経営状況の著しい変化、その他やむをえない事由が発生したとき
2. 本スクールは施設を利用して、一般を対象としたイベント等をフロントの公示により開催することができます。
尚、会員はこれらのイベント等開催期間中、イベント等で使用している施設について原則で使用できないものとします。
この場合、会員に対する保証は致しません。
3. 特別行事を開催する場合は、施設の一部又は全部の利用が制限されます。
- 第十六条 (会員の事故)
1. 会員は自己の責任と危険負担のもとで本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本スクールは、会員が本スクールの施設利用中に生じた盗難、障害等の事故については一切責任を負いません。
- 第十七条 (細則)
本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本スクールが定めるものとします。
- 第十八条 (改正)
本規約の改正及び、変更は本スクールの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。
- 第十九条 (付則)
本規約は2015年4月1日より実施いたします。